

取締役の適格性：法人と AI

朝岡大輔 明治大学商学部/京都大学経営管理大学院

1. 本稿の目的

本稿の目的は、取締役の適格性を自然人に限定する規定を緩和して法人を許容する議論 (Bainbridge & Henderson, 2014; Bainbridge & Henderson, 2018) を出発点として、法人に法技術として与えられた法人格の意義に着目することで、人工知能 (AI) の高度化が与える影響と併せ、法人取締役の意思決定に従うモノとしての法人観の可能性を提示することである。

2. 企業の取締役会

(1) 概観

企業の典型は株式会社である。会社法においては、企業の組織形態が株式会社であれば、取締役会が設置される際、その取締役は自然人に限定され、法人は除外されている (会社法第 331 条第 1 項第 1 号)。そして、取締役会設置会社においては、多額の資金調達や設備投資などを含む意思決定の権限は取締役会に分配され、これを株主総会で行うことはできない (同第 362 条第 4 項)。

取締役の選任を行うのは株主総会であるが、その議決権を行使する株主には、自然人だけでなく法人も許容されている。もっとも、株主が法人であっても、その意思決定者は自然人に遡ることができる。つまり、自然人または自然人が意思決定を行う法人である株主によって、株主総会の議決権行使を通じて、自然人である取締役の選任の決定が行われ、その取締役会によって意思決定が行われるというように、自然人による意思決定が連鎖していると見ることができる。

しかし、主として独立社外取締役の役割の高度化の文脈から、この自然人に限定する規定を緩和し、法人を許容することを主張する興味深い議論がある (Bainbridge & Henderson, 2014; Bainbridge & Henderson, 2018)。この議論を、日本法と接合させる形で、大きく次の 2 点に整理する。

(2) 法人取締役が備える特徴

(a) 有限責任

自然人でなく法人であることの重要な利点は、株式会社制度がもたらした最大の発明と言われる有限責任制度である (Bainbridge & Henderson, 2016)。もちろん、個人においても破産制度を通じて、保有する資産以上の責任を負わないという形式的な意味では有限責任制度が存在するが、その保護の水準は株式会社が享受するものとは質的に異なる。例えばフランスでは経営者の個人用資産と職業用資産を区別して保護する法制が成立しているが (フランス商法典 L526-22 条)、我が国においても、民法改正 (第 465 条の 2, 6 及び 10) や政府

の施策を契機として、中小企業において銀行融資に対する経営者保証の見直しや、一定の個人資産を保護するいわゆるインセンティブ資産制度の創設が行われたり (METI et al., 2022)、上場企業などにおいても、取締役の責任が、免責 (会社法第 425 条)、補償 (同第 430 条の 2) や役員賠償責任 (D&O) 保険などによって限定されたりすることで、自然人の責任の限定も一定程度は可能である。しかし、株式会社に与えられた有限責任制度は、法人格否認の法理による例外は課題であるものの (Bainbridge, 2005)、予見可能性が高い。

取締役が負う責任の一つの事例として、株主代表訴訟 (会社法第 847 条) がある。例えば、取締役の善管注意義務と忠実義務が訴えによって問われ (同第 330 条及び第 355 条)、責任が認定された場合、個人の資力が問題となる。損害賠償額が多額となる訴訟であれば、個人の生活への影響は大きい。これが法人である場合には、取締役たる法人に所属する個人は直接の責任を負わない。資力の差異は個別に異なるが、個人においては、個人所有資産の遡及範囲の広さから、損害賠償責任のリスクによる過度な委縮効果が問題となり得る。これに対して法人においては、株式会社としての有限責任の下で履行することになり、通常管理する損害賠償リスクと同列の性質のものとして管理することができる。

(b) 組織的な知見の提供

法人として組織化された独立社外取締役は、組織的な知見の提供やそれに基づく監督を、主たる業務として継続的に行うことができる。独立社外取締役に限られず、取締役に求められる知見は多岐に亘る一方で、個人が有する知見には限界がある。また、独立社外取締役は、定義により非常勤であって、提供する時間の制約も無視できない。一人の自然人と比較して、法人内部で異なる専門知識や経験を有する複数の自然人が職責を担うことで、取締役会の意思決定や監督の質を高めるための知見や情報の提供が可能となる。

現実にも、取締役会に知見が不足する場合、取締役会に対して助言を行う外部の専門家を起用し、その知見を援用して意思決定を行うことは珍しくない。しかし、非専門家が、たとえ知識を新たに取得したからといっても、専門外の意味決定を行うことの制約は存在する。例えば、市場や技術の情報と密接不可分のサステナビリティやサイバーセキュリティなどの課題においては、最新の専門知識が欠かせない一方で、それが取締役会に不足している課題が指摘されている (Eccles et al., 2020; Shapira & Nili, 2023)。しかし、そのために取締役会の規模を拡大すると、意思決定の非効率を生むジレンマが存在する (Yermack, 1996)。

法人取締役を端的に許容した場合には、例えば市場、技術、法務や財務の専門家を擁する法人を選任することで、一人の自然人が有する知識や経験の限界が、取締役会の意思決定の限界とならない工夫をもたらすことができる。また、自然人は寿命や健康上の限界を有するが、法人取締役は、例えば内部の自然人たる責任者の交代を通じて、自然人が有する限界を当然には有さない。

専門知識や経験の必要性を満たしつつ取締役会の規模を抑制できることは、例えばスタートアップのような、人的な制約が大きい組織においても有益である。上場企業では、取締役会の設置、つまり 3 名以上の取締役の選任が義務付けられているが (会社法第 331 条第 5

項、東京証券取引所有価証券上場規程第 437 条)、その負担は小さくない。法人取締役が複数の自然人を擁する組織である限り、集合知の結集という趣旨を独自の形で充足しつつ、負担を軽減できる (Asaoka, 2022b)。

3. 法人格と AI の意義

(1) 法人格

しかし、法人の重要な点として、法技術として付与された法人格の存在がある (Pollman & Thompson, 2021; Raz, 2023)。法人が取締役を務める場合でも、法人に所属する自然人が取締役会に出席する限りは、外見上は、現状の延長線上にある。例えば、弁護士法人、監査法人やコンサルティング会社では、法人の立場でありながら、その所属する自然人がサービスを提供することが念頭に置かれている。しかし、法人は、それに所属する自然人が有する人格とは区別され、それ自体で独立した、法人格を与えられている (民法第 34 条)。このことは、その法人によるサービスの実質的な提供主体が、自然人であることに必ずしも限定されないことを意味する。

取締役会を別としても、法人によるサービスの提供においては、もともと自然人の介在は必須ではない。法人が所有する自動販売機が古典的事例であるが、現代的なものでも、資産運用におけるロボット運用や、自動運転による公共交通は、自然人が介在しないプログラムによって判断が完結している。これらの場合は、現状は、いずれも背景にある統制業務や不具合時の対応などを自然人が行うことが通例であるが、それは制度上の必須条件ではない。

取締役として法人が許容されれば、法人の意思決定やサービスの提供全体にわたって自然人が介在しない姿が可能となる。また、当該法人の取締役もまた法人であるといったように、自然人に代わって法人の連鎖が起こる。当該法人として、株式会社でなく信託などを利用することによって、自然人が介在しない意思決定の連鎖が創出される可能性も生じる。

(2) AI の高度化の影響

近時の AI の高度化は、現実的な意味で、この問題を複雑にする。法人という、自然人とは区別された法人格という人格を有する主体が、直接には自然人を介在せずに、仮に取締役会における全ての意思決定を行うことができるとすると、AI のみに基づく法人の意思決定の余地を開くからである。AI そのものに人格を与えることはできないが、AI を保有する法人には法技術としての人格が与えられるので、あたかも AI が法的な意味で人格を有するかのような姿を創出することが可能である。自然人の集合である法人自体が、それを構成する自然人の意識とは区別された、独自の意識を持つという議論 (Malone, 2018) に似て、AI を保有する法人自体が、その技術の範囲において独自に意思決定を行う姿につながる。

もっとも、その場合でも、自然人と AI を保有する法人からなる混成の取締役会を義務付けるならば、自然人のみから構成される取締役会が、AI の知見を援用しながら意思決定を行う姿と連続的である。AI の支援を得ながら意思決定を行うことは、機械やプログラムによる支援という広い意味ならば、従来から確立している慣行である (Asaoka, 2022a)。

しかし、法人取締役のみから構成される取締役会を許容する場合には、AI を保有する法人取締役が、前述の有限責任の下、自然人を介することなく法人としての意思決定を行うことが可能となる。AI 自体の限界やリスクに照らした安全性や倫理の確保など、人間の関与が必要なケースは考えられるが、自然人の意思決定においても、不正、私的利益の追求の誘惑や、見過ごしや誤解といった人的な過誤のリスクが存在するので (Asaoka, 2022b)、事業や技術の性質、取締役会の運営のコストやリスクと比較した場合、自然人の選任の強行規定性を正当化するとは限らない。むしろ、事業が機械化に適する単純なものである場合や、自然人の AI に対する優位性が揺らぐ可能性の下では (Kurtzweil, 2005)、その強行規定性の根拠は、非定型的な責任追及の対象を人間とすることや、人間中心主義に基づく (Cabinet Secretariat, 2019)、AI を監視する必要性といった、技術を踏まえた新たな性質に変容する。

つまり、取締役として法人を適格とすることは、取りも直さず、技術の変化と共に、AI によって機械化された法人格という人格を適格とする広がりを持つ議論であると言える。

(3) 一元的な「モノ」としての株式会社

Iwai (1999, 2003) は、株式会社のヒトとモノの二元性を指摘した。このことは、株式会社に自然人の関与が要求され、人的資本と物的資本の二分法 (Shishido, 2006) で理解される現行の法制度を前提としている。しかし、AI を保有し、それに基づいて意思決定を行う法人取締役と、その意思決定に従う法人は、「ヒト」でなく「モノ」と見ることができ、ここに新たな法人観が形成される。一定の知能を有するが、AI を搭載した自動販売機、自動車やコンピューターと同じように、それは人工物である。その場合、資本に基づくモノだけの一元的な株式会社が可能となり、その制御や責任追及は、株主が行うが、株主もモノとしての法人となり得るので、ヒトが介在しないモノの連鎖が創出され得る。

なお、仮にそのようにモノとしての法人による意思決定が行われるならば、取締役会という集合的な意思決定の必要性も低減し、AI を保有する単独の法人取締役のみを設置する法人も考えられる。取締役会とは、監視を含め、自然人 (ヒト) の知見に依拠することを前提としているためである。この点、現在でも取締役会を設置せず、1 名以上の取締役からなる株式会社の設立は可能である (会社法第 326 条)。ただし、その場合は、株主総会に多くの意思決定の権限が与えられ、取締役の権限は限定されている (同第 295 条第 1 項)。AI を保有する法人取締役のみが自律的に意思決定を行うためには、そのような法人取締役にも、取締役会と同等の株主からの権限移譲が必要となる。

4. 結論

独立社外取締役の役割の多様化を端緒とする、取締役の自然人の限定から法人への適格性の緩和の議論は、AI に依拠するモノとしての法人に結び付くものである。AI そのものは人格を持たないが、法人格を与えられた法人による AI 保有を通じて、あたかも AI に人格が与えられるかのような法的擬制が可能となるからである。このことは、法人のヒトとモノの二元性に加え、モノとしての一元性を可能とする新たな法人観をもたらすと考えられる。

References

- Asaoka, D. (2022a). *Financial management and corporate governance*. World Scientific. <https://doi.org/10.1142/12726>
- Asaoka, D. (2022b). *Kigyo no akitekucha: Koporeto gabanansu kaikaku no yukue* [Corporate architecture: The future of corporate governance reform]. University of Tokyo Press (in Japanese). <http://www.utp.or.jp/book/b598953.html>
- Bainbridge, S. M. (2005). Abolishing LLC veil piercing. *Illinois Law Review*, 2005 (77), 77-106. <https://illinoislawreview.org/wp-content/ilr-content/articles/2005/1/Bainbridge.pdf>
- Bainbridge, S. M., & Henderson, M. T. (2014). Boards-R-Us: Reconceptualizing corporate boards. *Stanford Law Review*, 66 (5), 1051-1119. <https://www.stanfordlawreview.org/print/article/boards-r-us-reconceptualizing-corporate-boards/>
- Bainbridge, S. M., & Henderson, M. T. (2016). *Limited liability: A legal and economic analysis*. Edward Elgar. <https://doi.org/10.4337/9781783473038>
- Bainbridge, S. M., & Henderson, M. T. (2018). *Outsourcing the board: How board service providers can improve corporate governance*. Cambridge University Press. <https://doi.org/10.1017/9781108149792>
- Cabinet Secretariat (2019). Social Principles of Human-Centric AI. March 29, 2019. <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinkouchinou/pdf/humancentricai.pdf>
- Eccles, R. G., Johnstone-Louis, M., Mayer, C., & Strohle, J. C. (2020). The board's role in sustainability. *Harvard Business Review*, September-October 2020. <https://hbr.org/2020/09/the-boards-role-in-sustainability>
- Iwai, K. (1999). Persons, things and corporations: The corporate personality controversy. *American Journal of Comparative Law*, 47 (4), 583-632. <https://doi.org/10.2307/841070>
- Iwai, K. (2003). *Kaisha wa korekara donarunoka* [What will become of corporation?] Heibonsha (in Japanese). <https://www.heibonsha.co.jp/book/b162257.html>
- Kurzweil, R. (2005). *The singularity is near: When humans transcend biology*. Viking. <https://www.singularity.com/>
- Malone, T. W. (2018). *Superminds: The surprising power of people and computers thinking together*. Little, Brown and Spark. <https://www.hachettebookgroup.com/titles/thomas-w-malone/superminds/9780316349109/>
- Ministry of Economy, Trade and Industry (METI), Financial Services Agency (FSA), and Ministry of Finance (MOF) (2022). *Keieisha hosho kaikaku puroguramu no sakutei ni tsuite* [On introducing the program to reform guarantees by managers]. December 23, 2022 (in Japanese). <https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20221223-3/20221223-3.html>
- Pollman, E., & Thompson, R. E. (Eds.) (2021). *Research handbook on corporate purpose and personhood*. Edward Elgar. <https://doi.org/10.4337/9781789902914>

- Raz, A. (2023). Taking personhood seriously in corporate law. *Columbia Business Law Review*, *Forthcoming*. <https://ssrn.com/abstract=4478976>
- Shapira, R., & Nili, Y. (2023). Specialist directors. *Yale Journal on Regulation*, *Forthcoming*. <https://ssrn.com/abstract=4648018>
- Shishido, Z. (2006). *Dokizuke no shikumi to shite no kigyō* [Corporation as a mechanism of incentives]. Yuhikaku (in Japanese). <https://www.yuhikaku.co.jp/books/detail/4641134723>
- Yermack, D. (1996). Higher market valuation of companies with a small board of directors. *Journal of Financial Economics*, 40 (2), 185-211. [https://doi.org/10.1016/0304-405X\(95\)00844-5](https://doi.org/10.1016/0304-405X(95)00844-5)

Director Eligibility: Corporations and AI

Daisuke ASAOKA
Meiji University/Kyoto University
asaoka@meiji.ac.jp

Abstract: By examining the nature of corporate personhood and the effects of AI, this paper expands on an existing argument for allowing corporations, as opposed to natural persons, to serve as independent board directors.

While a corporation that serves as a director may enjoy limited liability and provide knowledge that a natural person cannot, the implications of such a situation are critical when viewed in combination with AI technology. Although AI does not have personhood in itself, corporations that own AI are given corporate personhood as a legal fiction. Human directors commonly obtain assistance from AI in making decisions, but they are open to being replaced by an AI-powered corporation when the latter has superior intelligence or when tasks are simple enough for automation. In this case, the existing requirement that boards comprise multiple people becomes unnecessary, because a single AI-powered director can provide a form of collective intelligence on its own. Such a corporation, with its lack of human intervention, is essentially a thing that consists of capital, in a transformation of the traditional view of a corporation as a combination of humans and capital.

Keywords: board of directors, corporation, corporate personhood, AI, corporate governance